

千歳市公設地方卸売市場事業経営戦略(素案)

| | |
|---------|--------------------|
| 団 体 名 | 千歳市 |
| 事 業 名 | 千歳市公設地方卸売市場事業 |
| 策 定 日 | 令和 7 年 3 月 |
| 計 画 期 間 | 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度 |

複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

| | | | |
|--------------------|------------|-----------|------------|
| 法適(全部適用・一部適用)非適の区分 | 非適用 | 事業開始年月日 | 昭和48年2月28日 |
| 職員数 | 2 人 | 市場種別区分 | 地方卸売市場 |
| 前回の移転又は再整備年度 | - | 次回再整備予定年度 | |
| 広域化実施状況 | 広域化実施の予定なし | | |
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 | | - |
| | イ 指定管理者制度 | | - |
| | ウ PPP・PFI | | - |

(2) 使用料形態

取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

| | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------|--|
| 売上高割使用料の概要・考え方 | 千歳市公設地方卸売市場条例(以下「条例」という。)及び千歳市公設地方卸売市場業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、卸売金額(消費税及び地方消費税を除く。)の1000分の5に相当する額を徴収しています。 | | |
| 施設使用料の方 概要・考え方 | 条例及び業務規程に基づき、卸売業者売場、仲卸業者売場、冷蔵庫などの施設区分ごとに単価を設定し、使用面積に応じた額を徴収しています。 | | |
| | 種別 | 使用区分 | 使用料計算の単位 |
| | 卸売業者市場使用料 | 卸売業者 | 卸売金額から消費税及び地方消費税の額を除いた額に1000分の10を乗じて計算 |
| | 卸売業者売場使用料 | 卸売業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 仲卸業者売場使用料 | 仲卸業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 冷蔵庫建物使用料 | 卸売業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 定温庫建物使用料 | 卸売業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 倉庫使用料 | 卸売業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 買荷保管所使用料 | 卸売業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 事務所使用料 | 卸売業者 仲卸業者 附属営業人 | 1平方メートル1月につき |
| | 会議室使用料 | | 1時間につき |
| | 更衣・休憩室使用料 | 卸売業者 | 1平方メートル1月につき |
| | 書庫使用料 | | 1平方メートル1月につき |
| | 空地使用料 | | 1平方メートル1月につき |
| | 湯沸室使用料 | | 1平方メートル1月につき |
| 附属営業店使用料 | 附属営業人 | 1平方メートル1月につき | |
| 関連商品売場使用料 | 附属営業人 | 1平方メートル1月につき | |
| その他の施設使用料 | | 市長がその都度定める | |
| 使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない) | 平成12年4月1日 | | |

(3) 現在の経営状況

| | 年度 | 野菜 | 果実 | 水産物 | 肉類・鳥類・卵類 | その他 | 合計 |
|-----------------------------------|-----|-------|-----|-----|----------|-----|-------|
| 年間取扱高 (t) 過去3年度分を記載 | R 3 | 4,338 | 410 | 169 | 0 | 0 | 4,917 |
| | R 4 | 4,564 | 428 | 195 | 0 | 0 | 5,187 |
| | R 5 | 4,485 | 328 | 234 | 0 | 0 | 5,047 |
| | 年度 | 野菜 | 果実 | 水産物 | 肉類・鳥類・卵類 | その他 | 合計 |
| 年間税込 売上高 (百万円) 過去3年度分を記載 | R 3 | 950 | 176 | 317 | 0 | 0 | 1,443 |
| | R 4 | 1,060 | 191 | 404 | 0 | 0 | 1,655 |
| | R 5 | 1,177 | 169 | 441 | 0 | 0 | 1,787 |

| | | | | | | |
|---------------------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 収益的収支比率 過去3年度分を記載 | R 3 | 100.0% | R 4 | 100.0% | R 5 | 100.0% |
| 経費回収率 過去3年度分を記載 | R 3 | 59.0% | R 4 | 52.0% | R 5 | 50.9% |
| 他会計補助金比率 過去3年度分を記載 | R 3 | 40.7% | R 4 | 47.8% | R 5 | 48.8% |
| 有形固定資産原価償却率 過去3年度分を記載 | R 3 | - | R 4 | - | R 5 | - |
| 地方債残高対料金収入比率 過去3年度分を記載 | R 3 | 20.6% | R 4 | 229.9% | R 5 | 202.2% |

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

本公設卸売市場の令和3年度から令和5年度の直近3年における収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等により地方債償還金費用も賄えている状況であることから100%であり単年度収支は黒字となっていますが、経費回収率は50%台で、他会計補助金比率も40%台となっていることから、他会計繰入金に依存した経営状況にあると言えます。

収益的収支比率

市場施設使用料や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要で、100%未満の場合は単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。

経費回収率

市場事業に掛かる経費が、どの程度市場使用料で賄えているかを表す指標です。

経費回収率が100%に近いほど経費を使用料で賄えていることを示すものであり、100%を下回っている場合は、市場事業に掛かる経費が市場使用料以外の収入で賄えていることを意味します。

他会計補助金比率

市場事業に掛かる経費が、市場使用料等の収入だけでは賄えない場合に、一般会計繰入金等の他会計補助金を繰入れした比率を表す指標です。この比率が低いほど、使用料等の収入で賄っていることを示すものです。

有形固定資産減価償却率

市場事業は特別会計のため、有形固定資産減価償却率はありません。

地方債残高対料金収入比率

料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を示す指標です。この比率が低いほど良いとされています。

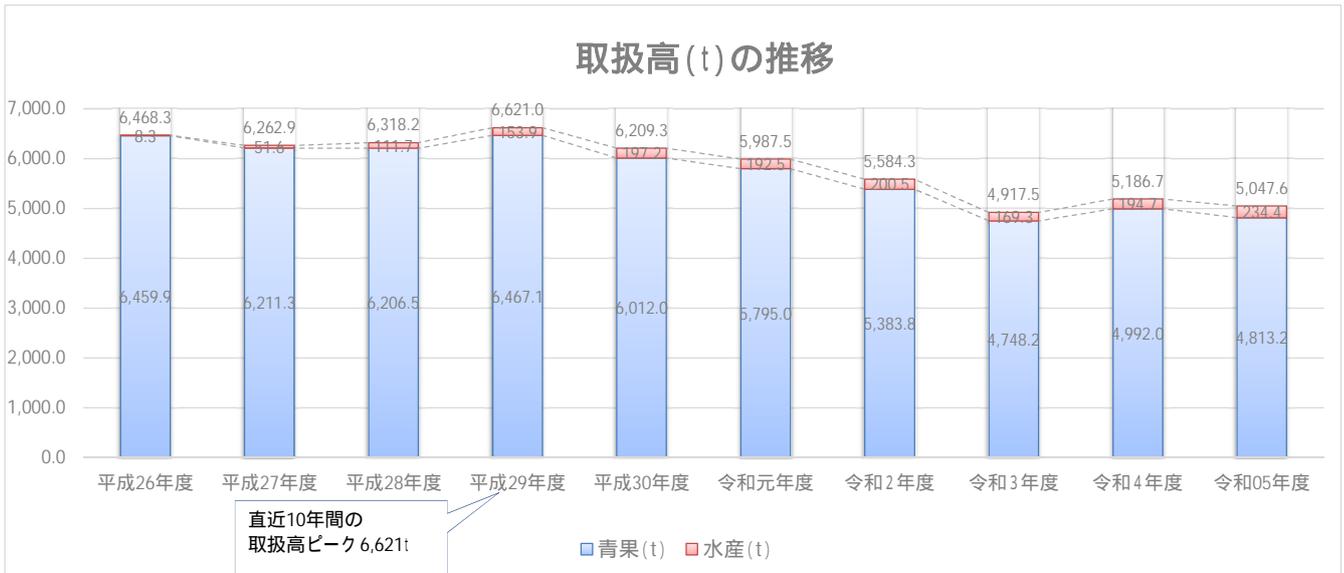
2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し

(過去の推移)

本卸売市場における直近10年間の青果物及び水産物全体の取扱高(t)は、平成29年度の6,621tをピークに、その後は平成30年の北海道胆振東部地震、令和元～4年の新型コロナウイルス感染症拡大、コロナ過での世界的な物流停滞による物不足やウクライナ紛争下でのエネルギー危機によるインフレ進行、令和5年の北海道における猛暑での農作物高温障害による市場への入荷不足など、自然災害やパンデミック、インフレの進行や気候変動などの影響で減少しました。

特に卸売市場の卸売価格は、近年のインフレ進行により全国規模で大幅に上昇しており、市場を通じて買入れを行う量販店や飲食店・加工業者等は小売価格を値上げせざるを得なくなったことから消費者の節約志向が高まり、生鮮食品品の消費需要が減退したことで本市場の取扱量も減少したと考えられます。なお、水産物においては、青果物と同様に卸売価格が上昇する中で、本市場の水産卸業者は販路拡大に積極的に取り組んだことで取扱量は増加しています。



(今後の見通し)

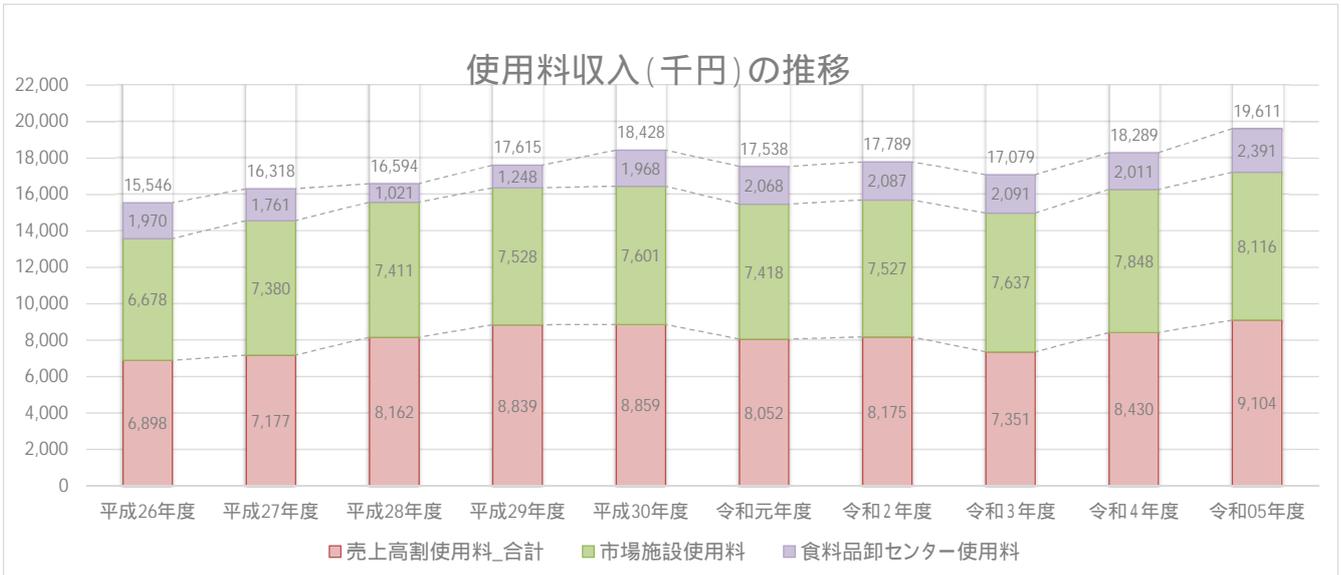
令和6年度以降も卸売価格の高値傾向は継続すると考えられ、青果物の取扱量については更なる減少が見込まれるところですが、新規の買受人を増やす、第三者販売を拡大するなどの取り組みを積極的に行うことで取扱量の減少を食い止め、令和7年度以降の青果・水産物全体の取扱量は微増となる見通しです。



(2) 使用料収入の見通し

(過去の推移)

本卸売市場における直近10年の使用料収入は、平成30年の18,567千円をピークに令和元年度から3年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる卸売上高減少に伴い、売上高割使用料(卸売上高の1000分の5)が一時的に減少しましたが、令和4年度以降は青果・水産物の卸売価格が大幅に上昇したことから卸売上高(取扱額)が増え、使用料収入全体は増加しました。



(今後の見通し)

市場使用料は大規模な施設修繕を行わないことからこれまでと同額となり、売上高使用料は微増となることから、全体の使用料収入については微増となる見通しです。



(3) 施設の見通し

本卸売市場は昭和48年の開場から51年が経過しており、これまで施設や耐用年数の経過した設備については、適宜改修や更新を行って来ました。

なお、施設は老朽化が進行しているため、令和5年度より施設等再整備の可能性について検討を始めていますが、方針が定まるまでの間は必要な施設修繕や設備更新を行いながら現施設の利用を継続します。

(4) 組織の見通し

市場運営にかかる専任職員は2名体制で行っています。現時点では問題なく運営されていることから職員数の見直し等は予定していませんが、今後、施設再整備等を行う場合は職員体制の見直し等を検討します。

3. 経営の基本方針

市場を取り巻く環境

全国的な傾向として生鮮食用品等の卸売市場経由率は低下を続けています。その理由としては、輸入食材や市場外流通になりやすい加工需要の増加をはじめ、国産果実の生産減少、さらに大型農家や生産法人を中心とした直売志向などが考えられ、今後、卸売市場を取り巻く情勢はより厳しいものになると考えられます。

経営の基本方針

本卸売市場が今後も地域拠点市場として生鮮食料品を流通させる役割を担い、市民から信頼される市場であるために以下のことを経営の基本方針とします。

【目指すこと】

安全で良質な生鮮食料品を安定的に流通させるため、公設地方卸売市場の集荷・物流機能の向上を目指します。

【取組の方向】

市内や近郊のみならず国内・国外から生鮮食料品等を効率的に集荷するとともに、市場の品揃えの充実に努め、生鮮食料品取扱事業者などへの安定供給を促進します。

地域の良質な農産物等をセールスポイントとして幅広いPRや地産地消を促進するとともに、一般開放事業の実施や市内外への販路拡大に取り組み、市場取扱量の増加に努めます。

食品流通環境や消費者ニーズの変化を踏まえ、必要に応じて取引ルールの見直しを図っていくほか、施設の修繕や更新、効果的な運営方法等について検討し、安定的な流通機能の確保に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

| 目 標 | |
|-----|--------------------------------|
| | 適正な施設や設備の維持管理に向けて適宜必要な投資を行います。 |

収支計画における適正な施設や設備の維持管理に向けた投資は、都度、必要性を判断して行うものとし、施設等再整備の投資が必要となった場合は、経営戦略の見直しを含めて対応を検討します。

収支計画のうち財源についての説明

| 目 標 | |
|-----|-------------------------|
| | 使用料収入の維持・増加により財源を確保します。 |

収支計画においては、経営の基本方針にある販路拡大の取り組みなどにより、売上高割使用料収入の増加による財源確保に努めます。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現施設等は老朽化が進行していることから、緊急的に施設改修や設備更新が必要となることも想定されるため、投資以外の経費である委託料・管理運営費については業務の精査を行い、経費の抑制に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|--------|---|
| 民間活用 | - |
| 投資の平準化 | 大規模な施設改修や設備の更新による投資を行う場合は、計画的に行い平準化を図ります。 |
| 広域化 | - |
| その他の取組 | - |

今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料 | 今後、全庁的な使用料の見直しがある場合は、市場の使用料についても改定を検討します。 |
| 企業債 | - |
| 繰入金 | 施設改修や設備の更新が必要になった場合は、必要性や積算根拠を明確にし、適正な繰入を行います。 |
| 資産の有効活用等による収入増加の取組 | - |
| その他の取組 | - |

投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--------|---|
| 委託料 | - |
| 管理運営費 | - |
| 職員給与費 | - |
| その他の取組 | - |

5. 公営企業として実施する必要性など

| | |
|----------------------|---|
| 事業の意義、提供するサービス自体の必要性 | 本市場が位置する千歳・恵庭の圏域は市場周辺に農作物の産地が多く、特に青果物に関しては市場周辺の生産者が生産する農産物の一定量を市内外へ流通させる産地卸売市場としての役割は大きなものがあること、また、全国から安定的に生鮮食料品を市場に入荷し、適正な取引価格を維持して買受人(小売店や飲食店・加工業者等)へ販売することで、買受人を通じて市民に安全で安心な生鮮食料品を流通させるという市民サービスを果たしているなどの観点から市場事業を行う意義は大きく、必要性も十分にあると考えています。 |
| 公営企業として実施する必要性 | 本市場がある千歳・恵庭の圏域は、大きな市場がある札幌市や苫小牧市の中間地点にあり、前述の通り市場事業の必要性は十分にあると考えられますが、圏域内の生鮮食料品消費需要は大都市並みに多くはないため、取扱量や取扱金額から見て、現状、民間企業が設備投資を行って民間市場を整備し運営することは、採算性確保の問題などから難しいと考えられます。 このことから、適正な取引価格による市場取引を行って、買受人を通じて市民に安全で安心な生鮮食料品を流通させるためには市が公設市場を整備し、公営企業として市場事業を実施する必要性があると考えています。 |

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | 5年を目途に適切な事後検証を行うほか、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合や、その他経営に影響を及ぼす法令等の改正や社会情勢、企業情勢の変化など、市場事業を取り巻く状況に変化があった場合は、より効率的な投資・財政計画となるよう適宜見直し、改定を行います。 |
|---------------------|---|